

4 便所

《基本的考え方》

高齢者、障害者等の社会参加や外出の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所を整備することが求められます。また、オストメイト、介助者や乳幼児連れ、子どもなど利用者の特性に合わせ、機能を区分した便所又は便房の整備が必要です。

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

【1】利用者用便所

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する便所（共同住宅又は寄宿舎の各住戸に設けられるものを除く。）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 （多数の者の読み替え有り）
①設置数	●令第14条第1項の規定の例によること。 （＝当該便所を利用する上で支障がないものとして配置の基準、利用する階の階数に相当する数以上設けること。） <配置の基準> 利用者用便所（＝利用者の用に供する便所）を特定の階に偏ることなく、利用する上で支障がない位置に設けること。 <利用する階> 次のいずれかに該当する場合は利用する階の階数から除く。 ・直接地上へ通ずる出入口のある階であって、利用者用便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの ・利用者が利用する部分の床面積が著しく小さい階（通過動線のみ等の階等） ・利用者の滞在時間が短い階（駐車場のみの階等） ・建築物の管理運営上、利用者用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階（共同住宅の住戸のみの階等）	令第14条第1項 国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数（床面積が一万平方メートルを超える階がある場合にあつては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数※）以上設けるものでなければならない。 ※国土交通大臣が定める数 未制定 令和6年国交省告示第1074号 第1、2 第1 国土交通大臣が定める配置の基準は、不特定多数利用便所を特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない位置に設けることとする。 第2 国土交通大臣が定める階は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 1 直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの 2 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

《用語の定義》

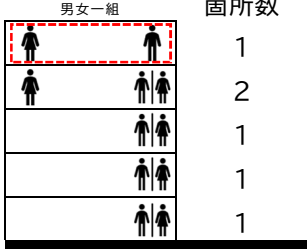
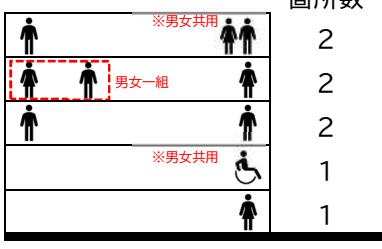
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—

《解説》

- ① 【設置数】原則として、利用者が利用する階の階数に相当する数以上の利用者用便所（特定の階に偏ることなく、利用する上で支障がない位置）を設ける必要があるが、建築物の管理運営上、利用者用便所を設けないことがやむをえない階は、利用者が利用する階から除外する。

また、各便所設置階における便所の設置数の数え方は、以下のとおり。

- ① 男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置される場合は、男子用と女子用の1組で1箇所とする（同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所とする）
- ② 男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみの便所が設置される場合は、当該便所ごとに1箇所とする
- ③ 男子用及び女子用の区別を設けず、共用便所として設置される場合は、当該便所ごとに1箇所とする

	ケース1 (①, ②の場合)	ケース2 (①~③の場合)
利用者が利用する 便所の設置イメージ	 便所の 箇所数	 便所の 箇所数
利用者が利用する 便所の箇所数	6 (内訳：①男女 5、②女子 1)	8 (内訳：①男女 1、②男子 3、 ②女子 2、③共用 2)

※増築又は改築（用途変更をすることを含む。「以下、増築等」という。）をする場合、既存の利用者の用に供する便所がある場合には、新設する便所の数と合算する。

【2】車椅子対応トイレ（床面積の合計が1,000㎡以上の建築物（共同住宅等を除く））

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例															
対象	利用者が利用する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の建築物（共同住宅及び寄宿舍を除く）で、利用者の用に供する便所を設ける階	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階 （多数の者の読み替え有り）															
①設置数	●令第14条第2項の規定の例による。 （＝利用者用便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（当該階の床面積に応じて、定める数以上）に、次に定める基準（②～⑦）に適合する車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、次に該当する場合はこの限りでない。） <当該階の床面積に応じて、それぞれに定める数> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>利用者が利用する部分の階の床面積</th><th>便所の必要設置数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td><td>【小規模階】 1,000㎡未満</td><td>小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1（端数切捨）※1</td></tr> <tr> <td>(2)</td><td>【標準階】 1,000㎡以上 10,000㎡以下</td><td>1</td></tr> <tr> <td>(3)</td><td>【大規模階】 10,000㎡超え 40,000㎡以下</td><td>2※2</td></tr> <tr> <td>(4)</td><td>【大規模階】 40,000㎡超え</td><td>当該床面積を20,000で除した数（端数切上）※2</td></tr> </tbody> </table> ※1 利用者用便所設置階の数を上限とする。 ※2 当該階における利用者用便所の数を上限とする。 <ただし書> ・直接地上へ通ずる出入口のある階であって、車椅子使用者用便房を1以上（男子用、女子用の区別がある場合それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 ・利用者用便所設置階の利用者用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該利用者用便所設置階以外の便所設置階の利用者用便所に設ける場合 ・男子用の利用者用便所のみを設ける階には、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 ・女子用の利用者用便所のみを設ける階には、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合		利用者が利用する部分の階の床面積	便所の必要設置数	(1)	【小規模階】 1,000㎡未満	小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1（端数切捨）※1	(2)	【標準階】 1,000㎡以上 10,000㎡以下	1	(3)	【大規模階】 10,000㎡超え 40,000㎡以下	2※2	(4)	【大規模階】 40,000㎡超え	当該床面積を20,000で除した数（端数切上）※2	令第14条第2項 当該便所のうち1以上（当該階の床面積が10,000㎡を超える場合は、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ1以上。）設けなければならない。 ただし、利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 令和6年国交省告示第1074号 第3、第5 第3 国土交通大臣が定める数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。 ただし、当該数が令第14条第1項の規定により便所設置階に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とする。 1 便所設置階の床面積が10,000㎡を超え、40,000㎡以下の場合 2 2 便所設置階の床面積が40,000㎡を超える場合 当該床面積に相当する数に1/20,000を乗じて得た数（端数切上） 第5 利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 1 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 2 令第14条第2項本文により便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合 3 男子用又は女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、第3各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 ※女子用の場合は、「男子用」を「女子用」と読み替える。 4 床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1/1,000を乗じて得た数（端数切捨） （1,000㎡未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に令第
	利用者が利用する部分の階の床面積	便所の必要設置数															
(1)	【小規模階】 1,000㎡未満	小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1（端数切捨）※1															
(2)	【標準階】 1,000㎡以上 10,000㎡以下	1															
(3)	【大規模階】 10,000㎡超え 40,000㎡以下	2※2															
(4)	【大規模階】 40,000㎡超え	当該床面積を20,000で除した数（端数切上）※2															

		14 条第 2 項本文の規定により床面積が 1,000 m ² 以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（第 1 号に規定する施設が同号に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合
	★車椅子使用者用便房のうち 1 以上は、男子用及び女子用の区別がなく利用できること。	—
②空間の確保等	★内部は、車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。	令和 6 年国交省告示 1074 号第 4 国交大臣が定める構造の便房 ・腰掛便座、手すり等の適切な設置 ・十分な空間の確保
③出入口幅	★便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、80cm 以上とすること。	—
④戸の構造	★便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	—
	★便房及びその便房のある便所に自動的に開閉する構造の戸を設ける場合は、 利用者 が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	—
⑤段	★便房及びその便房のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	—
⑥床面	★便房及びその便房のある便所の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	—
⑦洗面器	★次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 （i）車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 （ii）もたれかかったときに耐えうる強固なものとする。こと。 （iii）水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。こと。	—

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	—

《解説》

- ①【設置数】利用者用便所を設ける際には、原則として、当該便所のうち1以上に、車椅子対応トイレを1以上（当該車椅子対応トイレに男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ1以上）設ける必要がある。ただし、上表の(1)から(4)までに掲げる場合には、それぞれに定める数以上の車椅子使用者用便所を設けなければならない。

上表の床面積の算定にあたっては、利用者が利用する部分の床面積（バックヤード等は含まない）とする。また、各階に設けた車椅子対応トイレのうち1以上は、車椅子使用者や、介助を伴う障害者、高齢者等に配慮するため、十分な空間のとれる便所を設ける。異性介助も想定し、男女の性別によらず利用できる位置とする。

- ②【空間設備】便所内には、車椅子使用者が回転できるよう十分な空間を確保する。また、便座への移乗や立ち上がりの補助となる手すりを配置する。
- ③【出入口幅】戸の取っ手の引き残し等を考慮し、車椅子が通行できる、有効な幅を確保する。
- ④【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を操作できるよう、開閉しやすい戸とする。
- ⑤【段】出入口は車椅子の通行や高齢者のつまずきの原因となるため、段を設けない。
- ⑥【床面】濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ⑦【洗面器】高齢者、障害者等に配慮した洗面器を便所内に設ける。

《望ましい整備》

- ・同一建築物内に複数のトイレを設ける場合は、車椅子対応トイレ、オストメイト設備、ベビーベッド、ベビーチェア等を適宜機能を分けて配置する。
- ・複数の車椅子対応トイレを設ける場合には、正面ないし左右から便器へ移乗する利用者に配慮し、便器や手すりの位置が異なったものを設ける。
- ・施設の用途、規模等を考慮し、大型ベッドを設ける。
- ・非常用呼び出しボタンや聴覚障害対応のフラッシュライトなどの緊急通報装置を便所等に設ける。
- ・便所の案内は点字や音声等を用い視覚障害者へ配慮する。
- ・使用中の表示を分かりやすい位置に設ける。
- ・洗面器にも手すりを設ける。
- ・荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。

【3】車椅子対応トイレ（床面積の合計が 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満の建築物など）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者 [●] が利用する部分の床面積の合計が 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満の建築物（共同住宅及び寄宿舎を除く）又は床面積の合計が 500 ㎡未満の専ら高齢者、障害者が利用する建築物の利用者 [●] の用に供する便所を設ける階を有するもの	法及び条例の対象建築物（床面積の合計が千平方メートル未満のものに限る。）で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階を有するもの (多数の者の読み替え有り)
①設置数	●条例第 6 条第 1 項の規定の例によること。 (＝利用者用便所を設ける階を有するものにおいては、当該便所のうち 1 以上に次に定める基準（②～⑦）に適合する車椅子使用者用便房を 1 以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）設けること。<u>ただし</u>、次に該当する場合はこの限りでない。) <ただし書> ・直接地上へ通ずる出入口のある階であって、車椅子使用者用便房を 1 以上(男子用、女子用の区別がある場合それぞれ 1 以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 ・男子用の利用者用便所のみを設ける建築物には、男子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合 ・女子用の利用者用便所のみを設ける建築物には、女子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合	条例第 6 条第 1 項 政令第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、当該便所のうち 1 以上に、車椅子使用者用便房を 1 以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ 1 以上）設けなければならない。ただし、<u>利用する上で支障がないものとして知事が別に定める場合は</u>、この限りでない。 令和 7 年埼玉県告示第 243 号 <u>利用する上で支障がないものとして知事が別に定める場合は</u>、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 不特定多数利用便所を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を 1 以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ 1 以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 二 男子用又は女子用の不特定多数利用便所のみを設ける建築物 当該男子用の不特定多数利用便所のうち 1 以上に、男子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合 ※女子用の場合は、「男子用」を「女子用」と読み替える。
	★車椅子使用者用便房のうち 1 以上は、男子用及び女子用の区別がなく利用できること。	—
②空間の確保等	★内部は、車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。	令和 6 年国交省告示 1074 号第 4 国交大臣が定める構造の便房 ・腰掛便座、手すり等の適切な設置 ・十分な空間の確保
③出入口幅	★便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、80cm 以上とすること。	—
④戸の構造	★便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	—
	★便房及びその便房のある便所に自動的に開閉する構造の戸を設ける場合は、利用者 [●] が戸に挟まれることのないよう、利用者 [●] を感知し、戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	—
⑤段	★便房及びその便房のある便所の出入口には、通	—

	行の際に支障となる段を設けないこと。	
⑥床面	★便房及びその便房のある便所の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	—
⑦洗面器	★次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 (i) 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 (ii) もたれかかったときに耐えうる強固なものとすること。 (iii) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとすること。	—

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—

《解説》

- ①【設置数】床面積の合計が 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満の建築物（共同住宅及び寄宿舍を除く）又は床面積の合計が 500 ㎡未満の専ら高齢者、障害者が利用する建築物において、利用者の用に供する便所を設ける場合は、1 以上の車椅子対応トイレを設ける。
ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子対応トイレを 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合等はこの限りでない。
上表の床面積の算定にあたっては、利用者が利用する部分の床面積（バックヤード等は含まない）とする。また、車椅子対応トイレのうち 1 以上は、車椅子使用者や、介助を伴う障害者、高齢者等に配慮するため、十分な空間のとれる便所を設ける。異性介助も想定し、男女の性別によらず利用できる位置とする。
- ②【空間設備】便所内には、車椅子使用者が回転できるよう十分な空間を確保する。また、便座への移乗や立ち上がりの補助となる手すりを配置する。
- ③【出入口幅】戸の取っ手の引き残し等を考慮し、車椅子が通行できる、有効な幅を確保する。
- ④【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を操作できるよう、開閉しやすい戸とする。
- ⑤【段】出入口は車椅子の通行や高齢者のつまずきの原因となるため、段を設けない。
- ⑥【床面】濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ⑦【洗面器】高齢者、障害者等に配慮した洗面器を便所内に設ける。

《望ましい整備》

- ・各階にトイレを設ける場合は、それぞれの階に車椅子対応トイレを設ける。
- ・同一建築物内に複数のトイレを設ける場合は、車椅子対応トイレ、オストメイト設備、ベビーベッド、ベビーチェア等を適宜機能を分けて配置する。
- ・複数の車椅子対応トイレを設ける場合には、正面ないし左右から便器へ移乗する利用者に配慮し、便器や手すりの位置が異なったものを設ける。
- ・施設の用途、規模等を考慮し、大型ベッドを設ける。
- ・非常用呼び出しボタンや聴覚障害対応のフラッシュライトなどの緊急通報装置を便房等に設ける。
- ・便所の案内は点字や音声等を用い視覚障害者へ配慮する。
- ・使用中の表示を分かりやすい位置に設ける。
- ・洗面器にも手すりを設ける。
- ・荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。

【4】準車椅子対応トイレ

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 2,000 ㎡以上の建築物※1 で、設置する【2】車椅子対応トイレに、加えて設ける 利用者 の用に供する便所 ※1 共同住宅及び寄宿舍を除く 利用者 が利用する部分の床面積の合計が 500 ㎡未満の建築物※2 で、 利用者 の用に供する便所 ※2 専ら高齢者、障害者が利用する建築物を除く 共同住宅又は寄宿舍で、 利用者 の用に供する便所（住戸を除く）	—
①設置数	★次に定める基準（②～⑥）に適合する便房を 1 以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）設けること。	—
②空間の確保等	★車椅子使用者の利用可能な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。	—
③出入口幅	★便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、80cm 以上とすること。	—
④戸の構造	★便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	—
⑤段	★便房及びその便房のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	—
⑥洗面器	★次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 （i）車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 （ii）もたれかかったときに耐えうる強固なものとする。こと。 （iii）水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。こと。	—

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—

《解説》

- ①【設置数】バックヤード等を含む床面積の合計が 2,000 ㎡以上の建築物のうち、車椅子対応トイレの総数が建築物全体で 1 のみの場合に加えて利用者用のトイレを設ける場合は、準車椅子対応トイレを 1 以上設ける。また、高齢者施設等を除く小規模の建築物(バックヤード等を含まない床面積の合計が 500 ㎡未満)、共同住宅、寄宿舍は、準車椅子対応トイレを設ける必要がある。

ただし、準車椅子対応トイレの代わりに車椅子対応トイレを設ける場合は該当しない。

- ②【空間設備】便房は、車椅子使用者が使用できるよう空間を確保する。また、便座への移乗

や立ち上がりの補助となる手すりを配置する。

- ③【出入口幅】戸の取っ手の引き残し等を考慮し、車椅子が通行できる、有効な幅を確保する。
- ④【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を操作できるよう、開閉しやすい戸とする。
- ⑤【段】出入口は車椅子の通行や高齢者のつまずきの原因となるため、段を設けない。
- ⑥【洗面器】高齢者、障害者等に配慮した洗面器を便所内に設ける。

《望ましい整備》

- ・視覚・知的・発達障害者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用、性的マイノリティの利用に配慮し、男女共用の便房を適宜設置する等、利用者等の実態に即した便所・便房を設置する。（「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究報告書 令和3年3月/国土交通省総合政策局」参照）
- ・同一敷地内や同一の建築物では便房の配置や設備等を統一する。
- ・使用中の表示を分かりやすい位置に設ける。
- ・洗面器にも手すりを設ける。
- ・荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。

【5】オストメイト対応トイレ

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	★下記以外の建築物で、利用者の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍内の住戸を除く） ☆卸売市場、事務所、映画スタジオ又はテレビスタジオ、共同住宅又は寄宿舍（2,000㎡未満）、工場、火葬場又は公衆便所（50㎡未満）で、利用者の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍の住戸を除く）（努力規定）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（多数の者の読み替え有り）
①設置数	★☆便房に オストメイト の利用に配慮した設備を設けた便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。	令第14条第3項 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
オストメイト	人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者	—

《解説》

- ①【設置数】汚物流し、水栓器具等、オストメイトに配慮した設備を設けた男女共用の便房、又は、便所に男女の区別がある場合はそれぞれ1以上の便房を設ける。

《望ましい整備》

- ・同一建築物内に複数のトイレを設ける場合は、車椅子対応トイレ、オストメイト設備、ベビーベッド、ベビーチェア等を適宜機能を分けて配置する。
- ・視覚・知的・発達障害者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用、性的マイノリティの利用に配慮し、男女共用の便房を適宜設置する等、利用者等の実態に即した便所・便房を設置する。（「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究報告書 令和3年3月/国土交通省総合政策局」参照）
- ・水栓はハンドシャワー型で温水機能付とする。
- ・利用者によって汚物流しの高さが調整できるものとする。
- ・衣類の着替え等に配慮し着替え台を設ける。
- ・荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。

【6】男子用小便器

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する便所（男子小便器を設ける場合）（共同住宅及び寄宿舍の住戸を除く）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（男子小便器を設ける場合）（多数の者の読み替え有り）
①設置数	★1以上に両側に手すりが適切に配置された床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。	令第14条第4項 1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けなければならない。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—

《解説》

- ①【設置数】杖使用者等の歩行困難者が不安定な身体を支えながら用を足せるよう、両側手すりや胸あて用の手すりを設けた小便器を設ける。

《望ましい整備》

- ・手すりを設けた小便器は、出入口から最も近い場所に設ける。
- ・小便器の脇には、杖や傘等をたてかけるくぼみ、又はフックを適切な位置に設ける。

【7】乳幼児対応トイレ

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	卸売市場、事務所、共同住宅・寄宿舎、下宿、遊技場、キャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホール等、工場、自動車車庫以外の用途の建築物に設ける 利用者 の用に供する便所 ★500㎡以上の建築物 ☆500㎡未満の建築物（努力規定）	条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 （多数の者の読み替え有り）
①設置数	●埼玉県バリアフリー条例第6条各号に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。	条例第6条第2項 1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。
②ベビーベッドの設置		条例第6条第2項第1号 便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を1以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に当該設備が設けられている場合は、この限りでない。
③ベビーチェア設置及び便房の表示		条例第6条第2項第2号 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房の出入口にその旨を表示すること。
④乳幼児対応の表示		条例第6条第2項第3号 当該便所の出入口に、前二号（第1号ただし書に該当する場合にあっては、前号）の設備を設けている旨を表示すること。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—

《解説》

- ①【設置数】乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する男女共用の便房、又は、便所に男女の区別がある場合はそれぞれ1以上の便房若しくは乳幼児スペースを設ける。
- ②【ベビーベッド】乳幼児のおむつ交換や着替えのために、ベビーベッドを設ける。
- ③【ベビーチェア】乳幼児連れの利用者が乳幼児を座らせておいて利用できるよう、目の届く位置にベビーチェアを設ける。
- ④【案内表示】便所や便房等の入口に設備がある旨の案内表示を設ける。

《望ましい整備》

- ・同一建築物内に複数のトイレを設ける場合は、車椅子対応トイレ、オストメイト設備、ベビーベッド、ベビーチェア等を適宜機能を分けて配置する。
- ・視覚・知的・発達障害者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用、性的マイノリティの利用に配慮し、男女共用の便房を適宜設置する等、利用者等の実態に即した便所・便房を設置する。（「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究報告書

令和３年３月/国土交通省総合政策局」参照)

- ・ベビーカーとともに入ることのできるゆとりのある広さとする。
- ・荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。
- ・ベビーチェアを設置する際は、便房内の各種設備に乳幼児の手や足が届かないよう配慮し、ベビーチェアが戸の鍵に近接する場合には、乳幼児の手が届かない位置にも二つ目の鍵を設置する。

【凡例】●バリアフリー法同等基準

★福まち条例独自基準

☆福まち条例独自基準（努力義務）

◇標準的な整備基準

《建築物の規模・用途に応じた車椅子対応トイレ：車、準車椅子対応トイレ：準の配置例》

対象	必要なトイレの配置例（例）
床面積の合計（バックヤード等を含む。以下同じ。）が2,000㎡以上の建築物 （共同住宅及び寄宿舎の住戸を除く）	車 + 車 車 + 準 車 + 準 ※バリアフリー法令の範囲内において、階やフロアに分散して設けてもよい
- 床面積の合計が500㎡以上2,000㎡未満の建築物 （共同住宅及び寄宿舎の住戸を除く） - 床面積の合計が500㎡未満の専ら高齢者、障害者が利用する建築物	車
- 床面積の合計が500㎡未満の建築物 - 共同住宅又は寄宿舎（住戸を除く）	車 準 準

【凡例】



：車椅子対応トイレ（男女共用）



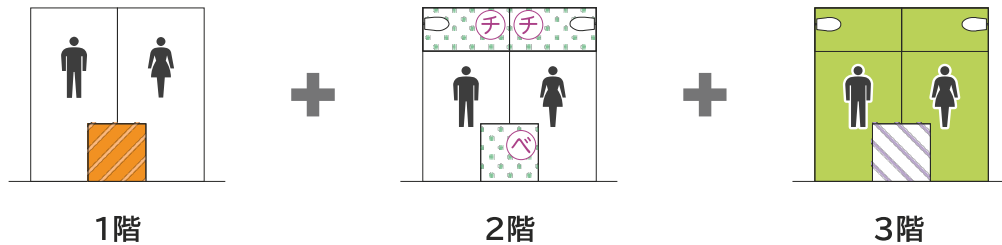
：準車椅子対応トイレ（男女共用）



：準車椅子対応トイレ（男女別）

《同一建築物内に複数のトイレを設ける場合の各種トイレの配置例》

☆建築物の規模や用途に応じ、車椅子対応トイレ、オストメイト対応トイレ、ベビーベッド、ベビーチェアを階やフロアに適宜分散して配置する。



【凡例】



：オストメイト対応トイレ



：ベビーチェア等



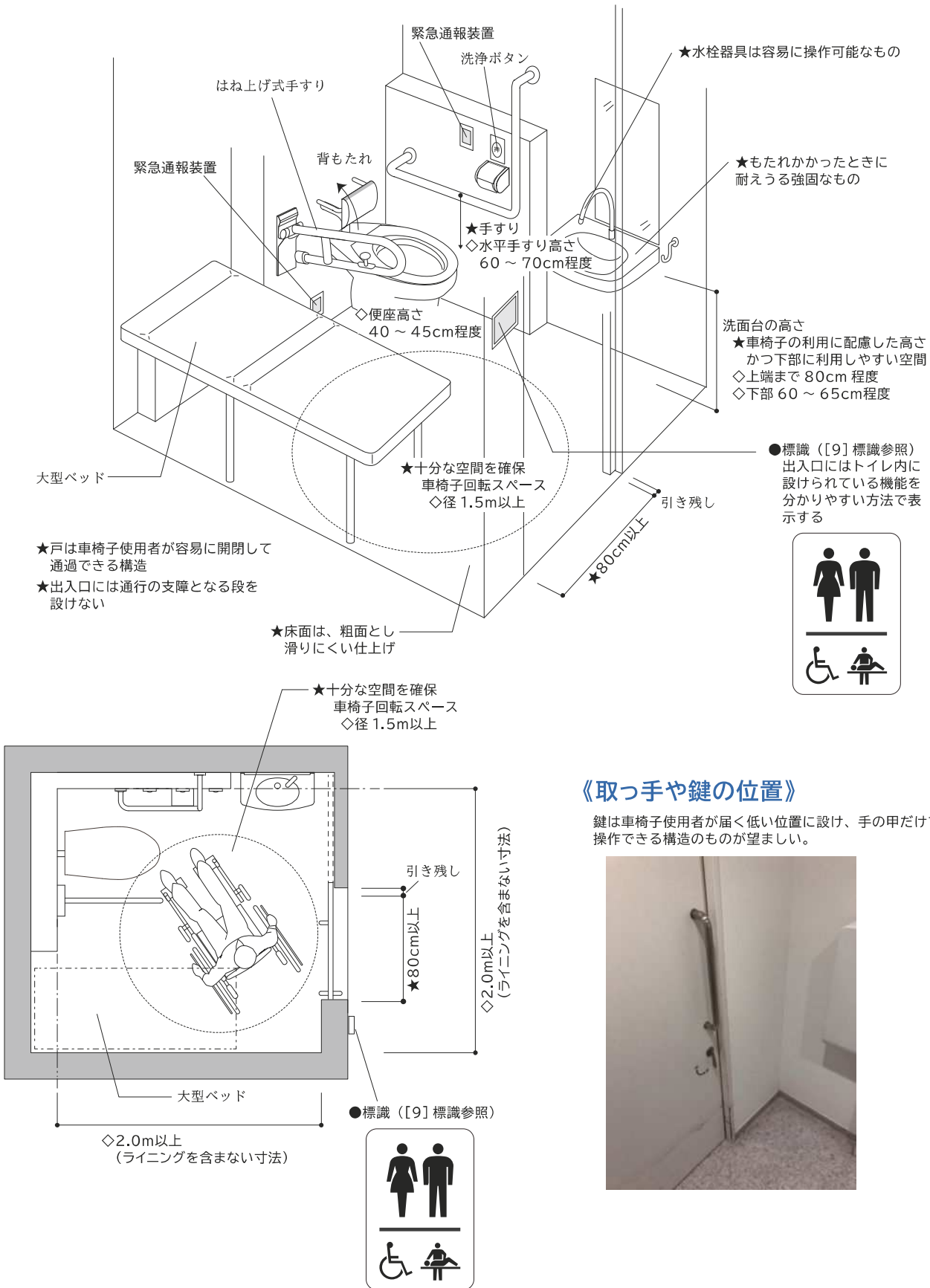
：乳幼児対応トイレ



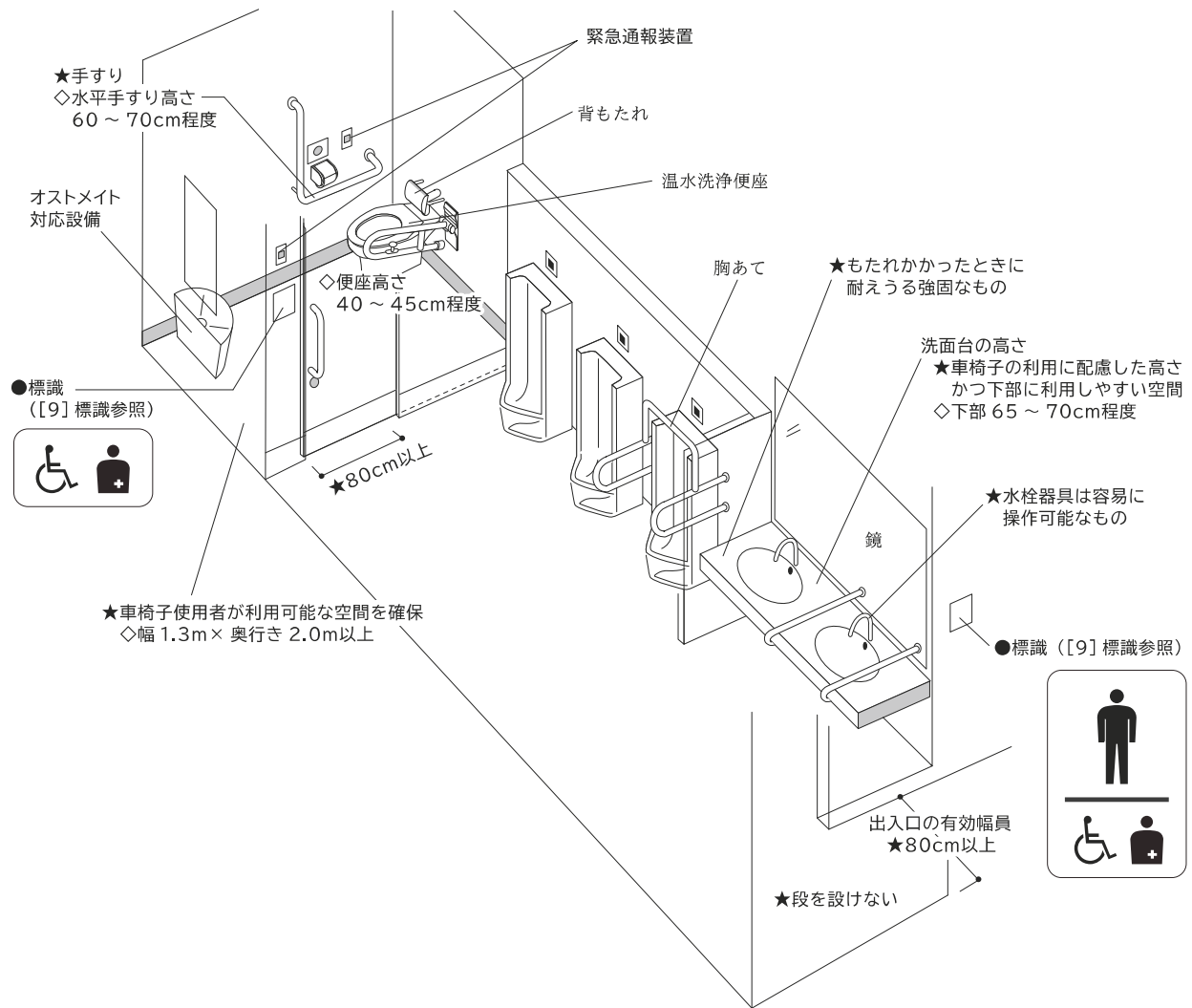
：ベビーベッド等

（便所以外の場所で、乳幼児を連れた者が利用しやすい場所にベビーベッドが設置されている場合は、便所内に設置しなくても良い。）

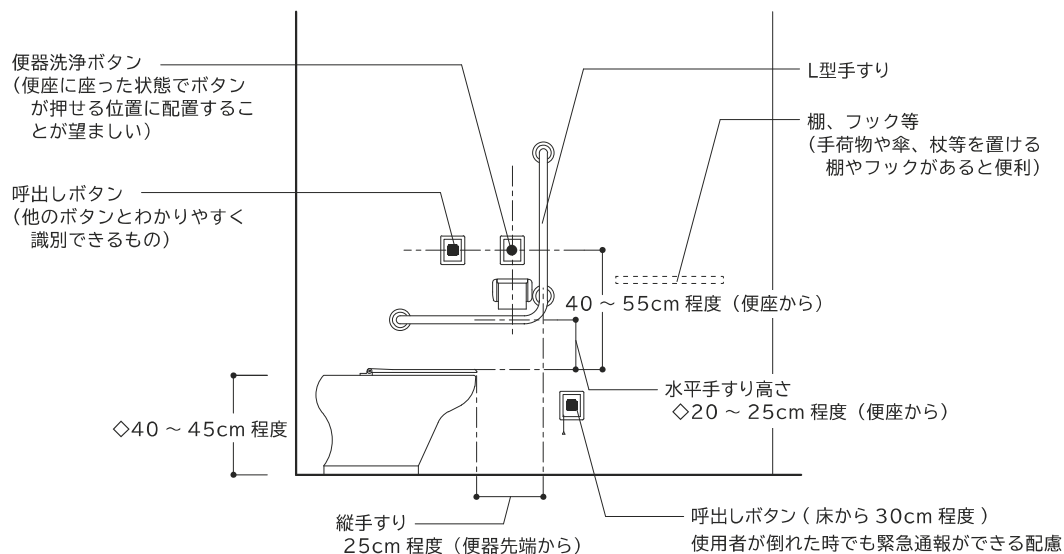
《車椅子対応トイレの内部》



《準車椅子対応トイレの例》



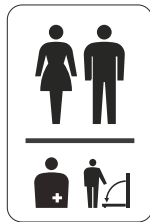
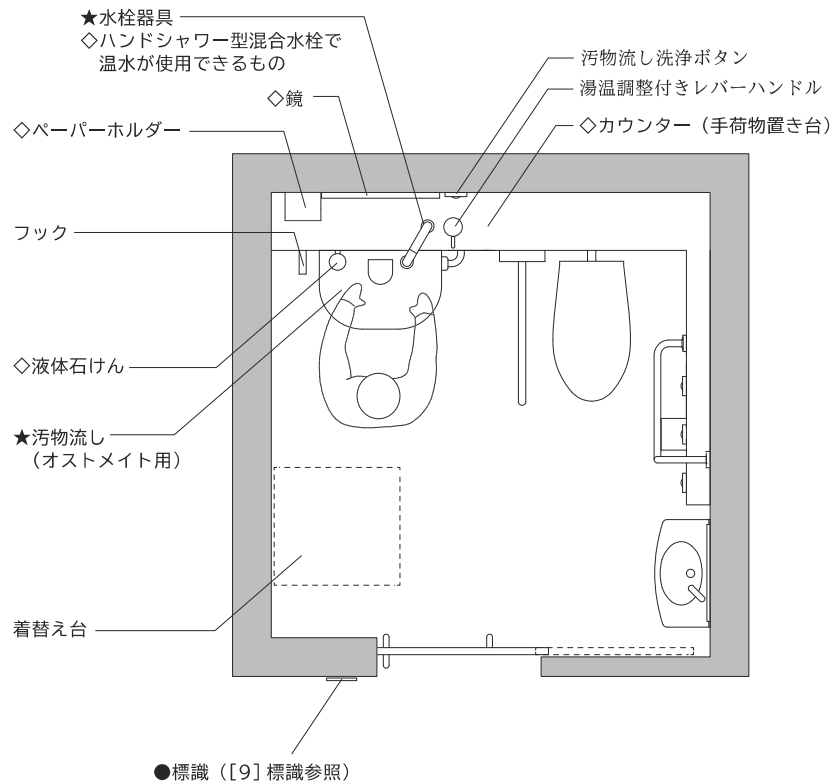
《操作ボタンの配置 (JIS S 0026)》



出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
平成 31 年（2019 年）3 月改訂版 98 ページ【図 8.5】

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

《オストメイト対応トイレの例》



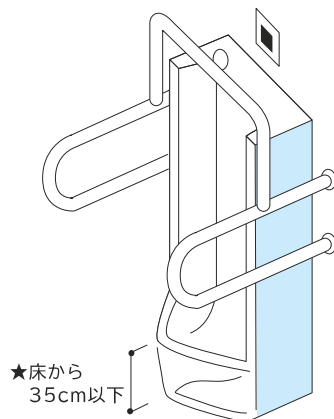
《乳幼児用設備の例》



ベビーチェア

《手すり付き床置き式小便器》

★両側手すり付きの床置き式、壁掛け式の小便器を設けること



《便所配置案内板（点字表示、触知図）》

